

# 元気を出そう！ 勇気を出そう！ 頑張っぺ！

## Part 9

2011.5.11  
須賀川地区会長 渡辺徳之

### 頑張っていますか！ カラ元気隊長 & 須賀川地区会長の渡辺です！！

5月に入り、もう10日が過ぎました。会員の皆様におかれましては、地震・原発事故・風評被害・余震被害・自粛という五重苦の中、まだまだ復興へ立ち向かえない企業も数多くいると思われまます。恥ずかしながら我が社もGWの売り上げが従来の10%しかなく、自分の想いとは別に企業存続の危機に立たされております。しかしながら、我々中小企業がここで生き残っていかなければ、地域そのものが無くなってしまいます。経営者として、中小企業家として、あらゆる手段を講じて会社・社員・得意先を守り、地域再生の道筋を切り拓いていきましょう。

#### 須賀川地区総会 & 顔合わせ例会を開催

5月16日(月) pm6:30より、グランシア須賀川において地区総会を開催します。会員の皆様におかれましては、大変お忙しいとは思いますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 大震災に伴う各種支援制度

被災者生活再建支援制度 ( 詳細 須賀川市災害対策本部 0248-72-7185 )

居住する住宅が、災害により全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に、生活再建を支援するため、支援金を支給する制度

市災害見舞金 ( 詳細 須賀川市 Hp )

居住する住宅が、災害により半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給し、被災者の自立助長と援護を図るものです

国・県・市の義援金 ( 詳細 須賀川市 Hp )

被災により生活の基盤である住居に被害を受けた方々に、国・県・市に寄せられた義援金を配分します

災害援護資金貸付制度 ( 詳細 須賀川市 Hp )

須賀川市のウェブサイトを確認出来ない場合は、渡辺(徳)090-2792-6931 までご連絡下さい。

#### 福島県中小企業家同友会の支援制度

会員の皆さまの社屋・住宅・設備等に全壊もしくは半壊の場合、見舞金と会費免除の措置が講じられます。会長・事務局で聞き取り調査の上、同友会災害対策本部で協議、その後に配布、免除という流れになります。皆さんの状況を改めてお電話で伺っておりますが、行き違いによりお話しできない方もいらっしゃいます。お手数ですが、該当する被害に遭われた方は会長又は事務局までご連絡をいただければ幸いです。

会費の免除開始は7月振替の2期分からの予定です。1期分の振替(5/17)は行いますので、ご了承ください。

5月16日 一人でも多く元気な顔を見せて下さい。よろしくお願い致します。